審査の結果の要旨

論文提出者氏名　金泳南

本論文「近代日本の説話研究における「民族」の発見」は、近代日本における説話研究のありようを追究したものである。近代日本の説話研究は、説話のなかに民族の精神や記憶を見出そうとしてきたが、それは、説話自身に内在したものを析出したのではなく、そこに民族の同一性を見出さねばならないという要請を受けて成されたたものとしてあった。それが、朝鮮の説話・神話を「外部」に見出すことによって果たされたのであることを、本論文は、研究の実際に即して具体的に示しだすのである。本論文の意義は、近代日本の説話研究の問題性を鋭角的に摘出するとともに、その日本人による研究が構築した、虚構の朝鮮説話の世界を受け入れて、朝鮮の説話研究がはじまったという問題に踏み込み、朝鮮側の従来の研究をも根本的に批判的に見直そうとするに至ったことにある。

本論文は、序章、第一章「三輪山式伝説の比較研究における「伝播」と「民族」の問題」、第二章「近代説話集とテクスト記述をめぐって」、第三章「「桃太郎の誕生」における共同体と信仰」、第四章「神話研究と古代社会認識の問題」、終章、から成る。序章で方法的立場について述べ、第一章では高木敏雄・鳥居龍蔵、第二章は中村亮平、第三章は柳田國男、第四章では三品彰英を、それぞれ取り上げて検討し、終章において、それまでの論議を踏まえて、朝鮮の説話研究に批判の目を向けるという構成である。

本論文の全体を貫くのは、「研究」のかたちをとったものが、いかに「民族」の「記憶」をもとめるものであったかを見定めるという姿勢である。要するに、「民族」の発見という命題をになって突き進むものとしての「研究」であり、近代日本における国民国家建設のなかで、民族的同一性を見出すべく、朝鮮説話の世界を作り出して語った説話研究ということにつきるというのである。それが、具体的には対象たる研究者を替えながら繰り返し確認されてゆくのであり、執拗ともいえる論述は、強い説得力をもつものとなっている。

第一章において見られたのは、鳥居龍蔵と高木敏雄の三輪山式伝説の研究である。両者が、古代日本のテキストにあらわれるのと同じ三輪山式の伝説を朝鮮に見出し、その位置づけを論じたとき、鳥居は、民族文化の同一性を見ようとしたのに対して、高木は、差異を見ることに力点を置き、そこに各々の民族文化の独自性を見ようとした。両者は方向が異なるようにみえる。しかし、説話に民族の「記憶」を見るという点で、両者の本質は同じなのである。そうした制度というべき規制に絡めとられてあることが、以下の章でも繰り返し見届けられる。

第二章では、中村亮平の『朝鮮童話集』(1926) が取り上げられる。1920 年代に朝鮮に教師として勤めていた中村が、朝鮮の説話に興味をもち、子供向けに編んだものである。ここでは朝鮮は「美しい」世界として描かれる。日本では失われた「美」を朝鮮に見出したのであり、それを通じて朝鮮・日本の一体性とともに、自分たちの文化的同一性を確認しようとしたものであった。第三章では柳田國男の『桃太郎の誕生』に即して検討し、説話のなかに「固有信仰」を見出すことによって民族的文化的な同一性を確認しようとしたことを見つつ、朝鮮について語ることのなかった柳田が、同化の対象として朝鮮を認識していたことを捉える。そして、第四章では、三品彰英の朝鮮神話研究が、朝鮮神話における「原始性」と、日本神話の体系性・発展性とを比較的に捉えることにたって、日本民族の「古代」を形成するものであったことを見届けるのである。

その一貫した追究は、近代日本における説話研究のかかえた、民族の「発見」というモチーフが、朝鮮という「他者」をつくりだすこととともにいかに成り立ったかを明確に示し出したものとして評価される。特に、三品の朝鮮神話研究について、朝鮮神話の「原始性」を見出したことが、日本神話との比較のために作り出されたものであるという批判的検討は、鋭く本質をついて説得的であり、現在も朝鮮神話研究の権威として認められている三品に対する批判として、大きな意味をもつ。また、朝鮮の側の説話研究が、日本の説話研究の規制を受けてしかありえなかったという問題の方向を明確にしたことは、従来の研究に対して根本からの見直しの可能性をひらいたものとして高く評価される。本論文では萌芽的段階にとどまっているが、その発展を期待したい。

しかし、問題意識が先行していて、論議には繰り返しが多く、十分に成熟したものとなっているとはいえず、それぞれの章も中途半端であって完成度に不満が残ることが、審査委員から指摘された。ただ、そうした欠点は今後の研究の発展のなかで補われることが十分期待され、本論文の価値をそこなうものではないということが、委員の一致した評価であった。

したがって、本審査委員会は博士（学術）の学位を授与するにふさわしいものと認定する。